

令和8年7月14日

回 答 書

令和8年7月2日付で公募しました「（那覇市公式ホームページ）生成AIチャットボット導入事業」に関する質問につきまして以下のとおり回答します。

項番	資料名称及び項番	質問内容	回答
1	募集要領 3 (1) イ	ISMS 認証（ISO /IEC27001）については、運用するクラウドサービス側で対応していることで要件を満たしますか。あるいは、チャットボット運用事業者側が取得している必要がありますか。	ISMS 認証（ISO /IEC27001）については、クラウドサービス側で取得してることのみでは参加要件を満たしません。本件は提案事業者がISMS 認証（ISO /IEC27001）を取得している必要があります。
2	募集要領 3 (1) イ 3 (2)	恐れ入りますが、参加要件の一つとして「ISMS認証（ISO/IEC27001）を取得していること」とご記載いただいております。この点につきまして、応募者本人が当該認証を取得していない場合でも、協力連携事業者（当社の関係会社を含む）がISMS認証を有している場合には、参加要件を満たすものとしてお取り扱いいただけるかどうか、ご教示いただけますと幸いです。	ISMS 認証（ISO /IEC27001）については、協力連携事業者が取得してることのみでは参加要件を満たしません。本件は提案事業者もISMS 認証（ISO /IEC27001）を取得している必要があります。
3	募集要領 3 (1) ケ	参加要件にございます「その種類及び規模（人口30万人以上）をほぼ同じくする契約を2回以上」につきまして、確認させていただけますでしょうか。当該実績は生成AIチャットボットの導入実績に限られますでしょうか。あるいは、官公署向けのホームページ構築やWeb関連システムの開発・運用保守業務等、類似するシステム導入・保守業務の実績につきましても、「種類をほぼ同じくする契約」としてお認めいただけるかどうか、ご教示いただけますと幸いです。	導入実績については、ホームページへの生成AIチャットボットの導入および運用・保守に係る契約実績を指します。 したがって、官公署向けのホームページ構築やWeb関連システムの導入および運用・保守業務等の実績は、本参加要件における「種類をほぼ同じくする契約」には該当しないものとして取り扱います。
4	募集要領 3 (1) ケ	参加資格要件における実績の「種類」について・・・ 「その種類及び規模をほぼ同じくする契約」について確認させていただきます。提案事業者が自治体向けのデジタルサービス・ITサービスの提供に係る契約実績を有しており、生成AIチャットボットの開発・提供は協力連携事業者が担う構成の場合、提案事業者の当該実績をもって本要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	導入実績については、ホームページへの生成AIチャットボットの導入および運用・保守に係る契約実績を指すため、要件を満たしません。

項番	資料名称及び項番	質問内容	回答
5	募集要領 3 (1) ケ	様式5 事業実績証明書に関して、当社は地方自治体への生成AIチャットボットの実績はございませんが、国交省や財務省、文部省などへの開発実績や導入実績がございます。こちらは自治体ではありませんが、導入実績としてお認め頂けるのでしょうか。	国土交通省や財務省などの国の機関も対象となります。 ただし、導入実績における「その種類及び規模（人口30万人以上）をほぼ同じくする契約」は、項番3の回答の通りです。
6	募集要領 3 (1) ケ 3 (2)	協力連携事業者と連携して業務を行わせていただく場合につきまして、参加要件(1)ケの契約実績に関して、応募者本人の実績に加え、協力連携事業者の実績を合算して参加要件を満たすものとしてお取り扱いいただくことは可能でしょうか。お手数をおかけしますが、ご教示いただけますと幸いです。	提案事業者単独の実績に限らず、協力連携事業者の実績を含めて条件を満たす場合は参加要件に該当するものとします。
7	募集要領 3 (2) 5 (1)	協力連携事業者の届出について・・・ 協力連携事業者として届け出る法人が、提案事業者と協業契約を締結している法人の子会社である場合、当該子会社を協力連携事業者として届け出ることは可能でしょうか。なお、当該子会社は3(1)イ〜クの要件を全て満たしております。	参加資格要件（3(1)イ〜ク）を満たすのであれば、協力連携事業者として届け出ることは可能です。
8	募集要領 5 (1)	参加表明書類の提出日である7月21日時点において、以下の書類は有効期間内のものとして受理いただけますでしょうか。 ・履歴事項全部証明書（発行日：4月22日） ・納税証明書（発行日：4月23日）	提出日（7月21日）時点において、履歴事項全部証明書および納税証明書は、提出日から遡って3か月以内（暦による起算）に発行されたものであれば有効なものとして受理します。
9	募集要領 5 (1)	都税事務所発行の納税証明書は、滞納がないことを証明する様式ではなく、事業年度を指定し、納税額および未納額が記載される様式となっております。 つきましては、今回提出する納税証明書について、直近1年度分の証明書で提出要件を満たしますでしょうか。 なお、当該証明書は最大6年度分まで発行が可能です。	直近3年度分以上の納税証明書をご提出いただき、未納額が0（未納なし）であることが確認できる場合は、参加要件を満たすものとします。

項番	資料名称及び項番	質問内容	回答
10	募集要領 5 (1)	当社は、那覇市様の入札資格ございません。入札資格取得ですが、申請受付期間：令和8年10月1日（木曜日）から入札参加資格の有効期間：令和9年4月1日～令和10年3月31日（1年間）となり、入札資格は申請を進めますが、本件「（那覇市公式ホームページ）生成AIチャットボット導入事業」に応募させて頂くことは可能でしょうか。	那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録がない場合でも応募は可能です。その場合は募集要領「5. 提案に関する事項（1）」の必要書類をご提出ください。
11	募集要領 7 (3)	プレゼンテーション時にディスプレイへ表示できる資料について確認させてください。 表示できるのは提案書のみでしょうか。 それとも、提案書の内容に沿った、プレゼン用にわかりやすくまとめた資料を別途作成して使用することは可能でしょうか。	プレゼンテーション時にディスプレイへ表示できる資料は、提出済みの提案書（提出資料）に限ります。提案書の内容に沿ってプレゼンテーションを実施してください。
12	仕様書 6	月5,000回の応答基準について・・・ 月5,000回の基準について、以下2点を確認させてください。 （1）1回の問い合わせで複数回の往復（追加質問等）が発生した場合、往復ごとに1回とカウントされますか。 （2）基準以上の利用が発生した場合の追加費用について、年間の想定利用回数の目安がありましたらご教示ください。	（1）お見込の通りです。 （2）基準（5,000回／月）を超過する場合の年間の想定利用回数の目安は設定していません。貴社の料金体系に基づき見積をご提示ください。
13	仕様書 6 募集要領 2 (5)	LLM（大規模言語モデル）のAPI利用料等につきまして、確認させていただけますでしょうか。応答基準（月5,000回）の範囲内の利用料は、運用・保守費用（月額上限220,000円）に含める前提と理解してよろしいでしょうか。また、当該基準を超過した場合の利用料につきましては、見積書に料金体系（従量課金等）を明示させていただくことで、別途費用としてご提示する形で差し支えございませんでしょうか。	お見込の通りです。
14	仕様書 6 7.1 (3)	応答基準を月5,000回とお示しいただいておりますが、システム構成やスペック設計の前提とさせていただくにあたり、同時アクセス数やピーク時のアクセス数につきまして、ご想定されている目安がありましたら、ご教示いただけますと幸いです。	応答基準（月5,000回）に関連する同時アクセス数やピーク時アクセス数については、目安を想定しておりません。

項番	資料名称及び項番	質問内容	回答
15	仕様書 7.3 (6) 8.1 (5)	回答評価機能の段階的実装について・・・ 回答評価機能（「役に立った／立たなかった」等）について、公開日時点（令和8年11月2日）では管理者が管理画面上で回答ログを確認し品質評価を行う運用とし、利用者向けの評価ボタンについては運用・保守期間中の定期的な機能改善（仕様書8.1(5)）として段階的に実装する対応でも要件を満たしますでしょうか。	回答評価機能（「役に立った／立たなかった」等）については、公開日時点から利用者が評価できる機能として実装されているものとします。
16	仕様書 7.3 (7)	キーボード操作の範囲と準拠規格について・・・ 「すべての操作がキーボードのみで実行可能であること」について、以下2点を確認させてください。 （１）本要件はJIS X 8341-32016やwcag2.1等の特定のアクセシビリティ規格への準拠を求めるものでしょうか。 （２）テキスト入力・送信等の基本操作をキーボードで実行可能とした上で、一部の補助的操作（チャットボット起動アイコンのクリック等）については運用・保守期間中に段階的に対応する形で要件を満たしますでしょうか。	（１）特定のアクセシビリティ規格への準拠を求めるものではありません。ただし、アクセシビリティについては JIS X 8341-3の考え方に基づき実装されているものとします。 （２）キーボードでの操作機能については、公開日時点から利用者が利用できる機能として実装されているものとします。
17	仕様書 7.3 (8)	スクリーンリーダー対応の基準と段階的対応について・・・ スクリーンリーダー対応について、以下2点を確認させてください。 （１）対応を求めるスクリーンリーダーの種類（NVDA、PC-Talker、VoiceOver等）や準拠すべき規格の指定はありますか。 （２）公開日時点では主要な操作（テキスト入力）への対応とし、詳細なアクセシビリティ対応は運用・保守期間中の機能改善として段階的に実装する対応でも要件を満たしますでしょうか。	（１）スクリーンリーダーの種類の個別指定はありません。ただし、アクセシビリティについては JIS X 8341-3の考え方にに基づき、スクリーンリーダー利用者が支障なく操作できるよう実装しているものとします。 （２）スクリーンリーダーについては、公開日時点から利用者が利用できる機能として実装されているものとします。
18	仕様書 7.3 (8)	「スクリーンリーダーに対応し、弱視・全盲の方でも使用可能なこと」とありますが、本要件は、利用者端末のOSやブラウザに標準搭載されているスクリーンリーダー機能（VoiceOver、ナレーター等）によって画面情報を読み上げ可能であれば充足するものであり、アプリケーション（チャットボット）側で読み上げ機能等を独自に実装する必要はないという認識で相違ないでしょうか。	スクリーンリーダーの種類の個別指定はありません。ただし、アクセシビリティについては JIS X 8341-3の考え方にに基づき、スクリーンリーダー利用者が支障なく操作できるよう実装しているものとします。 アプリケーション側で読み上げ機能等を独自に実装する必要はありません。

項番	資料名称及び項番	質問内容	回答
19	仕様書 7.3 (9)	仕様書に「多言語対応できること。入力言語を自動判別し、入力言語と同じ言語で回答できること」とご記載いただいております。つきましては、日本語のほかに必須の対応言語としてご想定されている言語がございましたら、ご教示いただけますと幸いです。特にご指定がない場合には、入力言語の自動判別により対応させていただく範囲で差し支えございませんでしょうか。	必須の対応言語は英語、中国語（繁体語・簡体語）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語を想定しています。
20	仕様書 7.3 (9)	多言語対応の対象範囲について・・・ 多言語対応について、以下2点を確認させてください。 （１）対応を求める言語の範囲（英語・中国語・韓国語等）の指定はありますか。 （２）多言語対応はチャットボットのAI応答（回答生成）部分で要件を満たしますか。それともチャットボットのUI（ボタンラベル・案内文等）も含めた多言語化が求められますか。	（１）項番19の回答の通りです。 （２）生成AIチャットボットの回答生成部分が多言語対応できることをもって要件を満たすものとします。
21	仕様書 7.4 7.5 (5) 8.3	利用者の質問内容や回答ログ等につきまして、保存期間や保存データのお取り扱い（保管方法・閲覧権限等）に関して、貴市にてご想定されている要件がございましたら、ご教示いただけますと幸いです。	利用者の質問内容や回答ログ等の蓄積データの取扱いについては、仕様書「7.4管理者機能」に記載のとおり、チャット履歴、利用状況、利用者評価を管理画面で確認できることを想定しています。 また、データの保存期間は3年を想定しており、仕様書「7.5 セキュリティ」のとおり蓄積データを暗号化して保存することを要件とします。
22	仕様書 7.5 (8)	ISMAP要件の解釈について・・・ 「ISMAPに登録されたクラウドサービス、またはクラウド基盤を利用したサービスであること」について、ISMAP登録済みのクラウド基盤（Google Cloud Platform等）上で稼働するSaaSサービスは、「クラウド基盤を利用したサービス」として本要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。

項番	資料名称及び項番	質問内容	回答
23	仕様書 8.3 10.2	利用者がチャットボットに個人情報や機密性の高い情報を入力した場合のお取り扱いにつきまして、マスキング・検知・保存制御等、システム上お求めになる制御やご想定されている対応方針がございましたら、ご教示いただけますと幸いです。	要件確認証明書（3-1）のとおり、個人情報や機密性の高い情報を入力した場合は回答を拒否する、または適切に受け流す機能を備えることを想定しています。
24	仕様書 10.1	協力連携事業者について・・・ チャットボットのフロントエンド（UI）と生成AIバックエンド（LLM・RAG）を同一グループ企業内の異なる法人が担当する構成を想定しております。グループ企業を協力連携事業者として提案書に明記することで、本要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	協力連携事業者につきましては、募集要領5（1）を確認し、必要書類を提出してください。
25	仕様書 10.1	「受託事業者は、本契約に基づく業務は協力連携事業者を除く第三者に委託してはならない。ただし、事前に本市から承認を得た場合はこの限りではない。」とありますが、業務を他事業者と連携して業務を行う場合、事前に協力連携事業者として本プロポーザルに参加することと、受託後に市の承認を得て業務を再委託することについて、提出する書類等の他にどんな違いがあるかお教えいただけますでしょうか。	協力連携事業者はプロポーザル（企画提案）の段階から、実施体制の一部として提案書に明記され、提案事業者と連携して本業務を遂行する事業者という位置づけです。 一方、再委託は本業務の一部を切り分けて第三者に実施させることを指し、仕様書10.1のとおり事前に本市の承認を要します。また、再委託事業者が取り扱う情報は、当該再委託業務の実施に必要な範囲に限定されることと考えています。
26	提案書作成要領 2	提案するAIアーキテクチャおよびそのコンポーネントに係る知的財産権について、提案者が所有権または適切な実施権を有していることの確認・保証は求められますでしょうか。	ご提案いただくAIアーキテクチャ等の知的財産権につきましては、提案者において適切な権利を有していることを前提としています。 選定にあたり、一律に証明書類等の提出を求めることはありませんが、必要に応じて、所有権や実施権の保有状況について確認を求める場合があります。
27	提案書作成要領 2	本業務の実施にあたり、他の地方公共団体・都道府県における導入実績（参考事例）を有している場合、提案書及び審査においてどの程度重視されますでしょうか。導入実績の記載に際し留意すべき点があればご教示ください。	募集要領5（3）のとおり、評価に関する個別の回答はいたしかねます。

項番	資料名称及び項番	質問内容	回答
28	提案書作成要領 2①	原則「横置・横書・上綴じ」との記載がございますが、縦置・横書き・横綴じの様式での提出でも問題ないでしょうか。	提出書類の体裁については、原則として「横置・横書・上綴じ」とします。 ただし、内容の判読性・審査上の支障がない範囲であれば、縦置・横書き・横綴じの様式による提出でも差し支えありません。 可能な限り、原則の体裁（横置・横書・上綴じ）での提出にご協力ください。